平成２９年（フ）第２３７号
神奈川県横須賀市小矢部３丁目２番２号　ポエム矢嶋205
債務者　大塚　茉穂
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２４０号
神奈川県横須賀市森崎５丁目21番12号
債務者　早川奈津子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２４６号
神奈川県横須賀市富士見町３丁目33番地２　クリオ横須賀中央参番館307
債務者　塩田壽美子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第８５１号
千葉県柏市西原６丁目１番35―302号
債務者　酒井　康一
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８６２号
千葉県松戸市松戸1445番地
債務者　松本亜紀子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８９３号
千葉県流山市鰭ケ崎10番地の３　メゾン鰭ヶ崎101
債務者　一戸　靖宏
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺５丁目10番46―３号
債務者　伊藤　雅仁
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２１６号
神奈川県横須賀市大津町１丁目３番１―403号
債務者　鶴井　亮扶
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２３８号
神奈川県三浦市諏訪町４番28号　アドラブール204
債務者　小西　愛利
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２４１号
神奈川県三浦市初声町下宮田629番地１
債務者　長澤　　健
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２５０号
神奈川県横須賀市森崎３丁目４番Ｌ―57号
債務者　小松田成司
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２２３号
神奈川県横須賀市追浜東町１丁目28番地11　県営アパート１―303
債務者　萩野　幸康
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２３９号
神奈川県横須賀市追浜東町３丁目42番地　ハイムミツワＡ101
債務者　西村　優子（旧姓飯島）
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２５５号
神奈川県横須賀市西逸見町２丁目64番地３
債務者　高木　貞香
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１３０号
青森県平川市猿賀明堂255　障害者支援施設旭光園、住民票上の住所青森県黒石市大字株梗木横丁33番地２　レーベンハイム103号
債務者　木村美智幸
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１３８号
青森県弘前市大字神田１丁目６番地３　有料老人ホームひなた神田、旧住所青森県弘前市大字取上４丁目５番地２　有料老人ホームほうじゅ
債務者　須藤　　金
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
青森地方裁判所弘前支部